



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除……………（同）…三
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（三件）……………（同）…四
 - 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…七
 - 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定……………（同）…八
 - 緑地管理機構の指定取消し……………（建設局公園緑地部公園課）…九
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…九
 - 特定建築者の公募……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…二
 - 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…三

告示

●東京都告示第九百六十五号

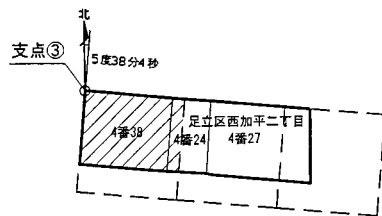
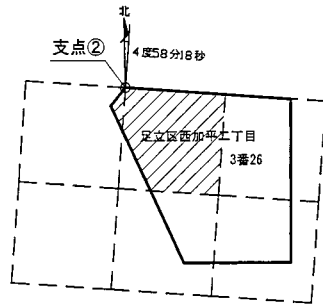
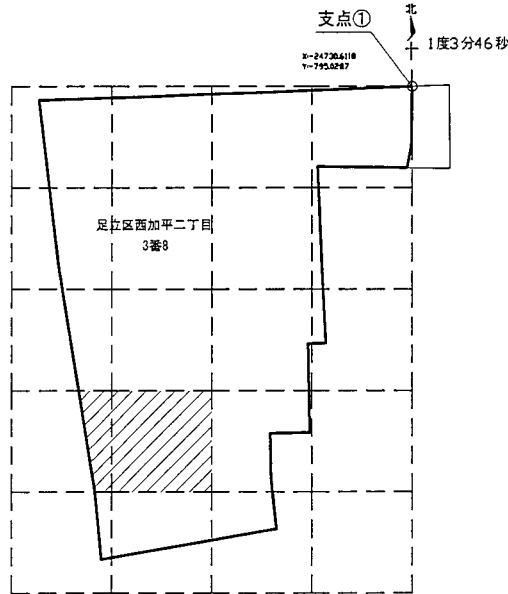
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区西加平二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度】

①	1度3分46秒
②	4度58分18秒
③	5度38分4秒

※格子の回転角度は、支点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【支点】

支點①は、X=24730.6118、Y=795.0267とする。
※支點座標は、測量法及び水陸軍測量法の一部を改正する法律(平成18年法律第48号)別表第10の2の規定により日本測地系座標計算によって作成した。
② 支點②は、足立区西加平二丁目3番26の最北端とする。
③ 支點③は、足立区西加平二丁目4番38の最北端とする。

●東京都告示第九百六十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日

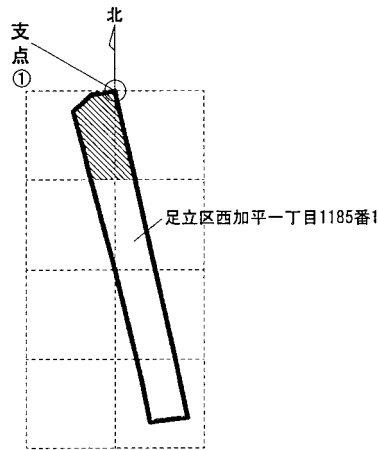
東京都知事 舛添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区西加平一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

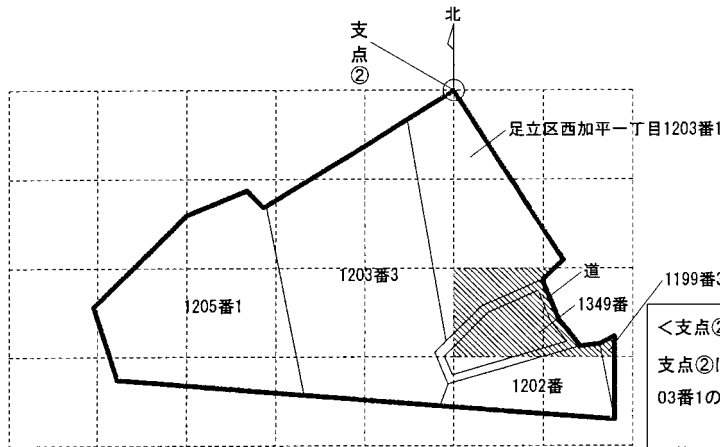
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



<支點①>
支點①は、足立区西加平一丁目1185番1の最北端とする。

<格子の回転角度①> 0度
格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



<支點②>
支點②は、足立区西加平一丁目1203番1の最北端とする。

<格子の回転角度②> 0度
格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 調査対象地
- 筆境界線
- 単位区画境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第九百六十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第八百八十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日

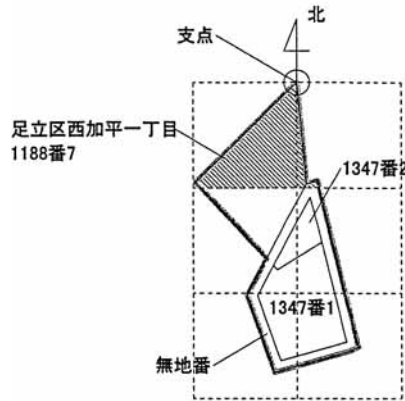
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区西加平一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

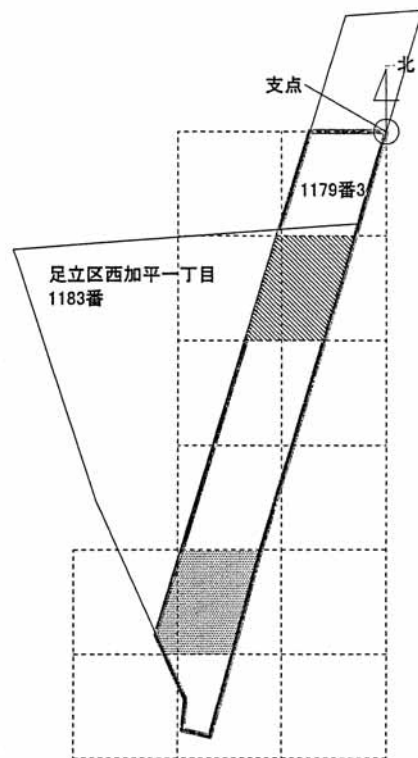
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



<支点①>
支点①は、足立区西加平一丁目1188番7の最北端とする。

<格子の回転角度①> 0度
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



<支点②>
支点②は、調査対象地の最北端とする。
(X座標:-24930.916、Y座標:-841.072)
※支点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

<格子の回転角度②> 0度
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 調査対象地
- 筆境界線
- 単位数画境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域
- ▩ 指定を解除する区域

●東京都告示第九百六十八号

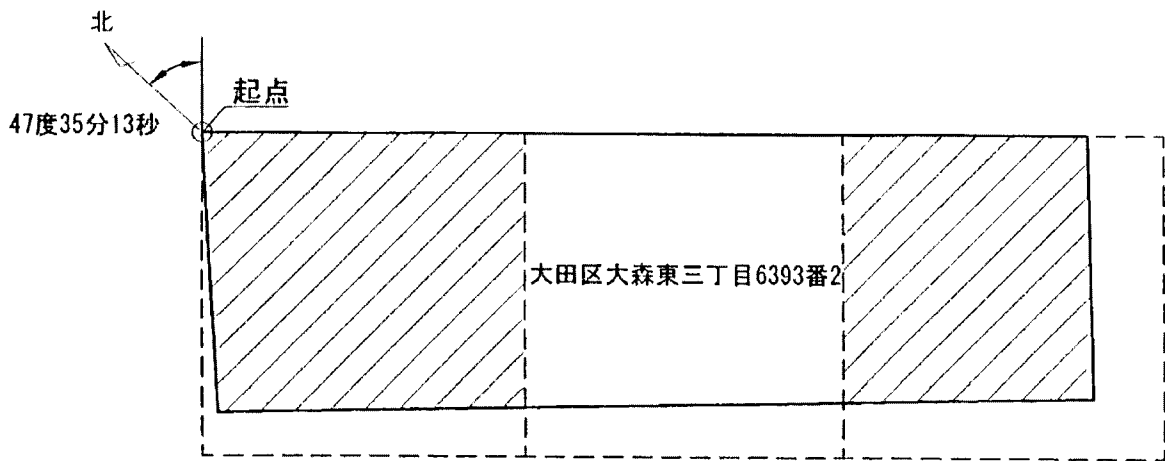
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第七百五十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日


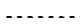

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区大森東三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

-  : 指定を解除する区域
-  : 単位区画線
-  : 筆境界及び敷地境界

【起点】

起点は、大田区大森東三丁目 6393 番 2 の最北端とする。

【格子の回転角度（47度35分13秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百六十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第六百三十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

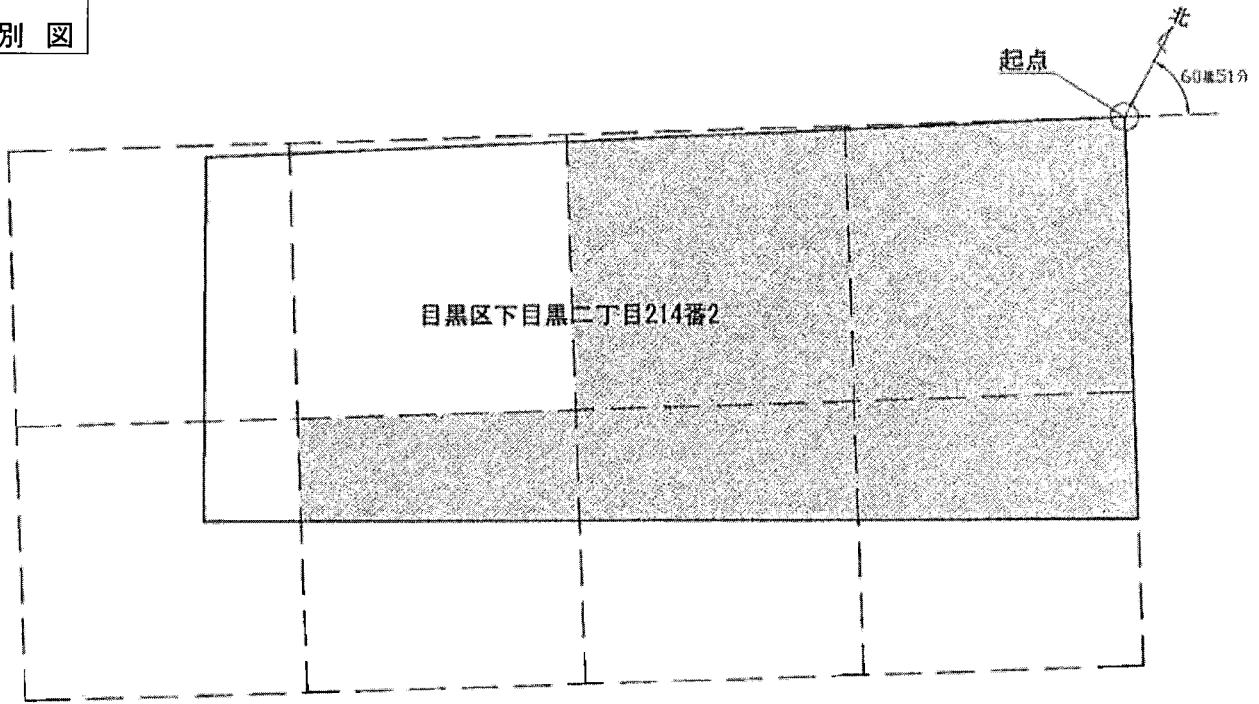
平成二十八年五月十三日

東京都知事 舛添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（目黒区下目黒二丁目地内）

- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、シスー・ニージクロロエチレン、トリクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 凡例
- 調査範囲・筆境界
 - - - - 単位区画境界
 - 指定を解除する区域

【起点】
 起点は、目黒区下目黒二丁目 214 番 2 の最北端とする。

【格子の回転角度 (60 度 51 分)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百七十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第二百七十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日

東京都知事 舩 添 要 一

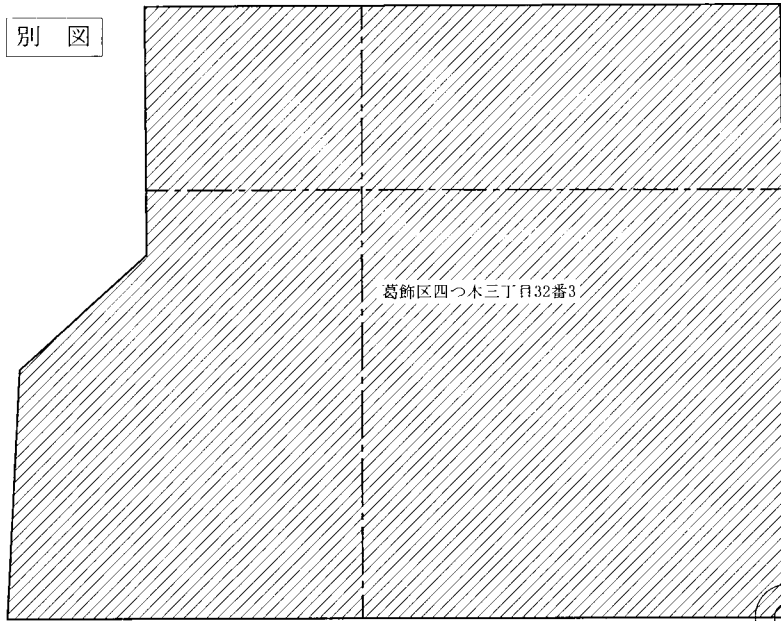
一 指定を解除する区域 別図のとおり（葛飾区四つ木三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



葛飾区四つ木三丁目32番3

(凡例)

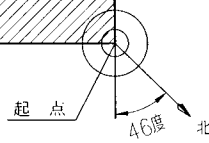
- : 単位区画
- : 敷地境界
筆境界
- ▨ : 指定を解除する区域

(起点)

起点は、葛飾区四つ木三丁目32番3の最北端とする。

(格子の回転角度(46度))

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第九百七十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の十九第二項の規定に基づく届出があったので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日

東京都知事 舩 添 要 一

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人バリアフリーセンター福祉ネットナナの家	こどもデイサービスかのん	世田谷区喜多見7-25-17 サンユーキャッスルⅡ 1階7号室	平成27年12月31日
スパークカンパニー株式会社	スパークスタジオ初台	渋谷区代々木4-36-4	平成28年1月31日

サービスの種類 放課後等デイサービス

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人バリアフリーセンター福祉ネットナナの家	こどもデイサービスかのん	世田谷区喜多見7-25-17 サンユーキャッスルⅡ 1階7号室	平成27年12月31日
スパークカンパニー株式会社	スパークスタジオ初台	渋谷区代々木4-36-4	平成28年1月31日

●東京都告示第九百七十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日

東京都知事 舩 添 要 一

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援（児童発達支援センターでないもの）

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社マウンテンフィールド	アプリ児童デイサービス東向島	墨田区東向島5-31-8 エピハビル1階	平成27年12月1日
有限会社スタンドビルズ	児童デイサービス あい	葛飾区南水元2-5-8	同日
合同会社緑グループ	緑ジュエルキッズ	葛飾区堀切5-50-9 吉田ビル1階	同日
ハートフルデイ株式会社	スポーツ塾 ハートフルデイ芝浦	港区芝浦2-17-10 新大友ビル1階	平成28年1月1日
株式会社スター・フィールド	こどもプラスはしのこ	大田区大森南3-24-2	同日
一般社団法人はびなす	こどもデイケア	世田谷区喜多見7-25-17 サンユーキャッスルⅡ 1階7号室	同日
特定非営利活動法人EPO	ここね	足立区弘道1-3-24 1階	同日
株式会社みずならの木	児童デイサービス 生活塾みずならの木	江戸川区東小岩3-17-19 1階	同日
株式会社PORT	放課後デイサービス ぽーと	府中市緑町3-5-7 第二木城ビル4階	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ゆうゆうらふ	ゆうゆうらふアカデミー両国	墨田区亀沢1-20-2	平成27年12月1日
ママズ株式会社	このこのりーぷ亀戸	江東区亀戸7-3-7 伊藤ビル1階	同日
特定非営利活動法人ほぼらーと	パワフルキッズ西保木間	足立区西保木間2-5-5	同日
合同会社緑グループ	緑カレッジ	足立区龜谷4-26-4 トーヨービル1号室	同日
合同会社緑グループ	緑ジュエルキッズ	葛飾区堀切5-50-9 吉田ビル1階	同日
ハートフルデイ株式会社	スポーツ塾 ハートフルデイ芝浦	港区芝浦2-17-10 新大友ビル1階	平成28年1月1日
KSD株式会社	キッズデイあすみ菊川	墨田区菊川3-21-11-205・206号	同日
株式会社B・H・Cダイニング	児童デイサービス スマイル江東	江東区新大橋2-15-3 飯田ビル1階	同日
一般社団法人はびなす	こどもデイケア	世田谷区喜多見7-25-17 サンユーキャッスルⅡ 1階7号室	同日
特定非営利活動法人空の翼	ウイングまちだ成瀬	町田市南成瀬6-1-1	同日
株式会社TUMUGU	放課後等デイサービス つむぐ 中神教室	昭島市朝日町3-18-9 大正第4ビル1階	同日

●東京都告示第九百七十三号

都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条
第一項の規定により行った緑地管理機構の指定を取り消した
ので、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定を取り消した 一般財団法人練馬みどりの機構
法人の名称

二 指定を取り消した 練馬区豊玉北五丁目二十九番八号
法人の住所

三 指定を取り消した 練馬区豊玉北五丁目二十九番八号
法人の事務所の所在地

四 取消年月日 平成二十八年三月三十一日

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人勇気の翼インクルージョン

三 代表者の氏名

細川 佳代子

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区八重洲二丁目二番一号 ダイヤ八重洲口

ビル二階二〇三号室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、障がい者理解の「教育」と「就労支援」に係る活動を二つの柱とした事業を行い、いのちの尊厳や共生の理念を育み、差別や偏見を持たない、「包み込む社会」の創造に寄与することを目的とする。また学校、行政、企業、地域社会等の相互協力と情報のネットワークを構築することで、全国「点」の活動を「線」に、「線」から「面」の活動へとムーブメントをおこし、誰もが「生まれてきて良かった」「皆が大切な存在」と認めあう社会を二〇一五年までに創造することを目標とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人在宅ケアを支える診療所市民全国ネットワーク

三 代表者の氏名

苛原 実

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区関口一丁目十九番六号 弥助ビル五階

五 定款に記載された目的

この法人は、自分の住む地域や家で暮らしたい障がい者、高齢者、難病等の患者に対して地域での療養と生活を支える医療・介護・教育等の向上のための事業を行い、寝たきりや認知症の予防と療養を支援し、家族と共に安心して暮らせる地域社会を構築することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人シニアライフ情報センター

三 代表者の氏名

池田 敏子

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区代々木一丁目十番七号 代々木伊藤ローヤルコーポ四〇六号

五 定款に記載された目的

この法人は高齢者がより豊かに安心して暮らすことを求める個人及び家族などに対して、公・民の高齢者用施設住居の情報の提供と相談業務などを通して高齢期の住環境の向上と自己確立を求める高齢者の為のライフプランへの提言等高齢者福祉に寄与し、その人らしく生活が送れるよう後見制度等利用の支援から個人の尊厳と権利の擁護にも寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ジীবীパートナーズ

三 代表者の氏名

松井 昭

四 主たる事務所の所在地

東京都港区新橋一丁目十八番二号 明宏ビル本館四階

五 定款に記載された目的

この法人は、職業や人生で得た豊富な知識や経験を持つシニア世代が活躍できる機会を創出し、それにより様々な社会的課題の解決に取り組んでいるNPOや若い世代をサポートすることで、将来の世代により良い社会を引き継ぐことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会

三 代表者の氏名

小原 新

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝公園一丁目六番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、多くの国民を対象として、キャリアコンサルティングの重要性を広く普及するとともに、仕事を

通じた人生を一人ひとりが自分で考え、自分で決定していかなければならない時代において支援者・伴走者としての役割を担うキャリアコンサルタントの能力の維持・向上、養成講座・能力評価試験の品質確保に関する事業を行うことにより、市民の自立的職業人生設計をサポートし、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援するなど社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(以上原文のまま掲載)

特定建築者の公募について

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業規準(平成二十八年四月二十二日公告)第十三条の規定により、晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る特定建築者の公募について、次のとおり公告する。

平成二十八年五月十三日

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 舛 添 要 一

一 公募により特定建築者に施設建築物の建築を行わせることとなる土地の存する地域の名称、面積及び用途の制限に関する事項

(一) 地域の名称

中央区晴海五丁目地内

(二) 面積

十三万三千九百六.二六平方メートル

(三) 用途の制限

住宅・店舗・老人ホーム・保育所・駐車場・駐輪場

二 公募により特定建築者となることができる者に必要な

資格に関する事項

特定建築者となる者とする者は、次の全ての要件を備えていなければならない。

- (一) 特定施設建築物を建築するために必要な資力及び信用を有する者であること。
- (二) 敷地の譲渡に伴う対価の支払能力がある者であること。
- (三) 宅地建物取引業法第三条第一項に規定する免許を有する者であること。
- (四) 建設業法第三条第一項に規定する許可(土木工事一式)を受けた者であること。
- (五) 平成二十三年から平成二十七年までのいずれかの年において、日本国内の新築の集合住宅(分譲マンション)の供給実績が、一年当たり千五百戸以上であること。
- (六) 次の欠格事由に該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人である場合又は破産者で復権を得ない者である場合

イ 国税、地方税その他公租公課について滞納処分を受けている者である場合

ウ 破産、民事再生、会社更生その他これらに準ずる手続について、開始の申立てを受け、又は申立てをした者である場合

エ 東京都から指名停止を受けている期間中である場合。ただし、募集開始から「基本協定」を締結する間のみ適用する。

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第四百十七号)第八条第二項

第一号に掲げる処分を受けている団体及びその役員又は構成員である場合

カ 東京都暴力団排除条例(平成二十三年東京都条例第五十四号)第二条第二号に規定する暴力団及び同条第四号に規定する暴力団関係者である場合

キ オ若しくはカに規定する者から委託を受けた者又はオ若しくはカに規定する者の関係団体及びその役員又は構成員である場合

ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号)第五条第一項に基づく排除措置期間中である場合

三 譲渡契約の契約条項を掲示する場所
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局市街地整備部再開発課(東京都庁第二本庁舎十九階)

四 申込書等の提出場所及び提出期限

(一) 提出場所(提出は、郵送等により受け付ける。)

郵便番号 一六三ー八〇〇一

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局市街地整備部再開発課

(二) 提出期限

ア 応募希望表明書

平成二十八年五月二十四日午後五時(必着)

イ 特定建築者申込書

平成二十八年七月一日午後五時(必着)

五 募集要領の配布等

東京都都市整備局ホームページに掲載する。郵送を希望する者は、問合せ先に連絡すること。

ホームページアドレス

<http://www.toshiseibimetro.tokyo.jp/>

六 募集要領等に関する問合せ先

東京都都市整備局市街地整備部再開発課保留床・敷地

処分担当

電話番号 ○三(五三二〇)五四六三

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年五月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

国分寺市東元町四丁目千八百
十四番一、同番一地先、千八
百二十三番一及び千八百二十
八番 中央区銀座六丁目十七番一
号 三井不動産レジデンシャル
株式会社
代表取締役 藤林 清隆

立川市高松町一丁目三百番一
の一部、泉町五百一番一、同
番二及び九百三十五番一の各
一部 立川市栄町六丁目一番地
株式会社立飛ホールデー
ン
グス
代表取締役 村山 正道

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)
電話 ○三(五三二一)一一一一

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 ○三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

